**平成２８年（フ）第１８３号**
北海道旭川市大町２条15丁目577番地の31つくしんぼハイツ201号
債務者　森谷　康浩
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第９号**
北海道紋別郡雄武町字雄武592番地　幸信アパート101号
債務者　北井　政史
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後１時30分
旭川地方裁判所紋別支部

**平成２８年（フ）第２９８号**
栃木県那須塩原市東豊浦18番地15
債務者　蜂巣　史雄
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３２３号**
栃木県さくら市草川30番地３　粟倉アパート12号
債務者　君嶋　洋司
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３２４号**
栃木県さくら市草川30番地３　粟倉アパート12号
債務者　君嶋アイ子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３３１号**
栃木県大田原市滝岡204番地３
債務者　井上　肇子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３３２号**
栃木県小山市大字羽川511番地１　県営羽川住宅７号棟22号室
債務者　増山　伸一
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３３３号**
栃木県小山市大字羽川511番地１　県営羽川住宅７号棟22号室
債務者　増山　清香
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３３５号**
栃木県日光市森友1519番地138　メゾンクレール202、前住所栃木県日光市森友731番地９メゾンフルール101号
債務者　星野　　博
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３３８号**
栃木県日光市今市本町21番地10　クラシオテラス日光物語103、前住所栃木県宇都宮市飯田町261番地　共生の杜
債務者　土屋　牧丘
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３４３号**
栃木県大田原市末広２丁目10番47号　サニーコーポ末広Ｂ棟202号、前住所栃木県大田原市須佐木1593番地１
債務者　佐藤　浩之
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３４６号**
栃木県宇都宮市下栗町765番地２　ゴールドライフマンション宇都宮501号室、前住所栃木県宇都宮市海道町７番地12
債務者　髙橋　典夫
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第５５１４号**
東京都中央区月島１丁目21－９－806
債務者　星合夕起子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５５１５号**
東京都江戸川区西葛西５丁目８－５－205
債務者　泉　チカ子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５５５４号**
東京都新宿区西新宿４丁目19―13
債務者　岡　　敬博
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部